

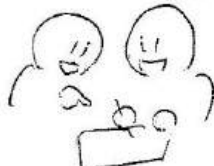
実りの二学期、学童保育の生活も友達関係がますます豊かになり、指導員との信頼関係もさらに深まってきたことでしょう。「学童が楽しい」「でも行きたくない日も…」毎日通う子どもたちの切実な声に耳を傾け、「子どもが笑顔で豊かな放課後を過ごせる」よう、これからも大切に続けてほしいことや、改善してほしいことなど、子どもと保護者・指導員の願いを出しあってみませんか。

その思いを届けるのが『署名』という手段だよ。
みんなの気持ちが集まって、届いていく様子は
こういう流れ。

①と②を
みんなで
カンパロー



①署名の内容を確認しあって
賛同したら記入してもらおう



②周りの人にも内容を説明して
賛同者には署名してもらおう



③議員さんに
署名を持参し議会で紹介して
もらえるよう
お願いする
(紹介議員)



④議員さんが
議会で保育・
学童保育の状況を
説明し、署名の採
択を提案する



⑤議会で採択
されたら、保育・
学童制度の充実に。
制度や基準や予算の
向上に反映される。



秋の大運動とは？ 働く保護者、保育者たちの願いをもとに、毎年、保育・学童保育・子育て支援の充実のため国や大阪府や市町村に制度の改善を求めてきました。

誰もが安心して子どもを生み育てられ、子どもが元気に笑顔で育ってほしい。あたりまえのこととして入園・入所でき、子どもたちによりよい環境で育ってほしい…。でも、希望通りの入所ができない、保育室がギューギュー詰め、先生が大変そうで話しかけづらい、保育料や経費の負担が重い…など「改善してほしいこと」は今もたくさんあると思います。秋の大運動では、こうした願いを署名に込め、友人、家族、職場や地域の人たちに知ってもらい、賛同を広げてきました。

集まった署名は、国会・府議会・（市町村議会）に届け、議員さんとも懇談し状況を伝えます。こうした活動を通じて保育所や学童保育の課題が多くの人たちや議会に伝わり、改善につながってきました。今年も、子どもたちの豊かな育ちと保護者・保育者・指導員が安心して過ごせる社会になるように、みんなのねがいを届ける秋の大運動を広げていきましょう。

運営指針がどの
学童にも反映さ
れますように



放課後児童クラブ運営指針



子どももおとなも ゆとい広がる 学童保育に

～ どんなときも、子どもの声が聴かれ、子どもとつくる生活の場に ～



◇子どもに放課後どんなふうにご過ごししてほしい？ 学童保育はどんな場であってほしい？

- ・保護者が安心して子どもをあずけられ、仕事等と子育てを両立した生活ができるように
- ・1～6年生まで、学童保育を必要とするすべての子どもが入所でき、
安心・安全ですこやかに育ちあえる & 子ども自身が通いたい学童保育に
- ・すべての子どもの声が聞かれ豊かに育ちあえる、地域全体の子ども施策の充実をいっしょに考えよう

◇国が「子どもの権利条約」を批准し31年、学童保育の「基準」「運営指針」を策定し11年目

◎放課後児童クラブ運営指針 より

どこの学童保育も子どもの権利が保障されるよう、
「運営指針」の具体化を当事者と行政でめざしましょう

・1章-3 <学童保育・育成支援の目的>

「子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

・4章-1 <職員体制>

「年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から」… ◎1クラス2人以上の資格者を必置（1人以外は無資格者でもよい）、◎子どもとの安定的・継続的な関りが重要なため、長期的に安定した雇用形態が求められる、◎子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等に必要時間を前提にした勤務時間の設定を。

- ・今年4月に改定・追加。「子どもの権利を大人が学び、子どもが学童保育の生活を通して自身の権利を理解できるようにすること」や、指導員等は「こどもが気持ちや意見を表現できるようにし、それを受けとめる体制を整える」「ルールやあそびや生活は、子どもと指導員が共に考えて決める」などを追記。

◇学童保育不足と質は課題。施設・指導員を増やして、十分な整備をしてほしい

- 待機児童・入れない…【子どもの声】（入所抽選にはずれた2年生）「落ちて悲しい」、（4年生までの地域／保護者より）「（5年生で学童に行けず）夏休み等は暇を持て余し、精神的にしんどかったです。学童に行きたいー！と何度も言っていました」、（他校区の空きある学童に移動・送迎となった6年生）「もとの学童に戻りたい…」

●大規模・つめこみ・タイムシェアの施設問題

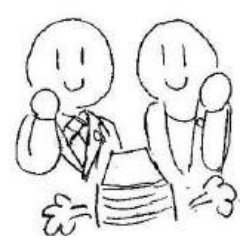
- ・人数基準は「1クラスおおむね40人以下」。しかし府内の45.7%（1897のうち867単位）は41人以上。50人・60人・70人の所も。大規模は、様々な問題・ケガ・しんどさの要因になっています。
- ・施設不足解消に国は「タイムシェア（一時的な部屋利用）」を促進。しかし「継続的な専用室」が必要です

●昨年度、指導員の「常勤資格者・複数配置」が予算化！ これを生かしていきましょう！

- ・国は、学童保育の運営の安定化、子どもに毎日同じ指導員が対応できるよう、常勤・複数配置を予算化
- ・学童保育が充実できない背景に指導員不足・継続問題。学童期の子どもを支える専門職の確立こそ

◇子どもの声が聴かれ、子ども自身が通いたい、保護者が安心な学童保育に

- 学童保育は「適正規模（40人以下）」で、「専用室」を確保し、必要なだけ整備を
- 指導員が長く働き、よりよい保育ができるよう「常勤（フルタイム）職員の複数配置」「研修充実」を
- どれも大切な「学童保育」「放課後子ども教室」「居場所事業」。一体化しないで、それぞれに充実を
- トイレが遠すぎ、洋式がないなど子どもが困ってる⇒国の補助を活用しトイレ整備も求めていきましょう

「効果あるの？これまでの実績は？」		
例)「洋式トイレがほしいねん」 	●国会宛:111 万 7,887 筆 府議会宛 15 万 6,330 筆	●署名は、私たちが「こうなってほしい…」という願いを国や自治体(大阪府・市町村)に直接届けることができます。 私たちのねがいで内容や制度を充実することにつながります。
●請願権(せいがんけん)は、国・府・市町村、また国会・大阪府議会・市町村議会に対して、希望・苦情・要請を申し立てる市民・国民の権利です。	●憲法 16 条では国民の権利として請願権が保障されており、国民が国政に対する要望を直接国会に届けることができます。	
●請願は、請願者一人と「紹介議員」一人で行えますが、多くの人の共通の願い・賛同することで、大きな力になります。 当事者(子ども、保護者、指導員など)の困り事や問題を幅広く知ってもらう機会にもなります	●請願を届けるには、議員さんに当事者の実情を伝え、内容に賛同をえて、紹介議員になってもらいます。そして議会で請願内容の必要性を提起し、採択され、施策に反映されます。 昨年度は 138 名の国会議員さんが紹介議員になってくれました。 ★保育・学童保育の充実を、社会全体のねがいにしていきましょう。	皆さんの声を議会に届けます！ 
		

毎年署名に取り組んでるけど、効果はあるの？

学童保育が法律に位置づくためにも、子どもの安全と育ちを守る基準が作られるためにも、これまでも多くの署名を届けてきました。コロナ禍で集めた学童保育拡充署名は 2022 年の国会で採択されました。

災害時や感染症に対応するにも「指導員の資格、配置基準、広さ、子どもの人数規模を早急に改善してください」との署名です。

そして…直近の成果をご紹介します

2024 年、国は「子どもたちに安定的な生活を保障するために、毎日同じ資格者指導員を・複数配置」するための補助金(約 250 万円)を創設

学童保育拡充の請願署名が採択され、「常勤・複数」配置の補助が実現！
長年のねがいが、また一歩前進です

国会で決まったぞ！



子どもたちのために…
仕組みや予算を改善せねば！

国で決めたことが全国各地に
伝わっていきます。

国
↓
都道府県
↓
市町村



うちの指導員も
常勤配置にしたい！

保護者「国の新しい補助で指導員の先生がフルタイム配置されるようになったよ。子どもたちも楽しそう！」

まだの地域は…
あなたの学童
クラブでも、
国の新しい補助を活用できます。
市町村に働きかけましょう！



現在、学童についているクーラーや手洗い場も不十分なことはあっても、このようにして整備されてきました。制度は一気には変わりませんが、毎年署名を続けてきたことで理解者が広がり、一つ一つ改善され、いまの保育・学童保育の整備や、内容の到達になっています。